

横浜市港湾局土木工事週休2日制確保適用工事（発注者指定）実施要領

改定 令和5年3月27日港湾建一第590号

（趣旨）

第1条 本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づく横浜市週休2日制確保適用工事（発注者指定）実施要領（令和2年10月13日財公第411号）とともに、国土交通省関東地方整備局事務連絡（平成30年8月6日）の趣旨に則り、港湾局が発注する土木工事に係る週休2日等の確保の適用を指定する工事（以下「港湾局適用工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。

（工事現場における週休2日等）

第2条 本要領の工事現場における週休2日とは、土曜日から金曜日までの1週間中に2日の現場閉所を行うことをいい、7日に満たない週は計算に含まずに週休2日達成率を計算する。なお、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）及び夏季休暇（8月の3日間）は現場閉所とする。

- 2 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- 3 第1項の週休2日のほか、土曜日から4週目の金曜日までの4週間とする1期間中に8日の現場閉所を行う4週8休（週休2日及び4週8休を総称して以下「週休2日等」という。）についても、同項の方法に準じ4週8休達成率を計算する。この場合において、2期間目は、5週目の土曜日から8週目の金曜日までの4週間とし、以後同様とする。
- 4 前各項における評価は、現場着工日（現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事の開始等現場で作業を開始した日）以降最初の土曜日を始期とし、工事完成日（工事完成届出書の完成年月日）直前の1期間の末日（当該末日が工事完成日である場合を含む。）となる金曜日を終期として行う。
- 5 天候、緊急対応等により、現場閉所予定日を変更する場合は、監督員に連絡しなければならない。なお、現場閉所予定日に作業を行う場合は、当該予定日が属する1期間内に振替休日を取得することとする。
- 6 評価の対象期間は、現場着工日（現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事の開始等現場で作業を開始した日）から、工事完成日（工事完成届出書の完成年月日）までとする。
- 7 週休2日が達成された場合は工事成績評定に反映し、4週8休が達成された場合は請負金額へ反映するものとする。
- 8 第1項から第4項までにおいて1期間の始まりを土曜日としているが、これを月曜日とすることもできる。この場合、月曜日から日曜日までを1期間とする。

(港湾局適用工事实施の選択)

第3条 請負人は、港湾局適用工事实施に係る同意・不同意を選択できるものとし、これについて、工事打合せ簿に記載し、施工計画書と併せて監督員に提出することにより通知する。なお、不同意を選択した場合であっても、工事成績評定での減点はしない。

2 請負人は、港湾局適用工事实施に係る同意を選択した工事（以下「実施工事」という。）について、工事打合せ簿を監督員に提出することにより、不同意に選択を変更することができる。なお、不同意に変更した場合であっても、工事成績評定での減点はしない。

(実施工事の取組内容)

第4条 発注者は適用工事について、現場説明書に当該工事が横浜市港湾局土木工事週休2日等確保適用工事である旨を記載する。予定価格は、週休2日等の取組に係る経費の補正を行わずに積算するものとする。

2 請負人は、契約した工期の中で実施工事の週休2日等を確保するものとする。ただし、これらの確保を事由にした工期の変更は行えない。

3 請負人は、当月の休日取得計画については前月の月末までに、前月の休日取得実績については当月の16日までに、それぞれ「休日取得計画・実績書」（様式自由）を作成し、監督員に提出する。ただし、最初の休日取得計画は、現場着工日前に提出するものとする。

4 請負人は、「休日取得計画・実績書」（様式自由）の提出及び作業日報の提示により、監督員の確認を受ける。

5 請負人は、実施工事について、港湾局適用工事である旨を公衆の見やすい場所に掲示するものとする。この場合における掲示は、A3サイズ以上の大きさとし、次の記載内容の例によるものとする。

記載内容の例

週休2日制確保港湾局適用工事（発注者指定）

この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日等の確保に取り組む港湾局適用工事（発注者指定型）です。

発注者：横浜市港湾局
請負人：〇〇〇建設㈱

6 請負人は、前項の掲示のほか、同様の大きさ及び方法によって第2項に規定する「休日取得計画・実績書」（様式自由）の該当月分を併せて掲示するものとする。大きさは、A3サイズ以上とする。

(週休2日等の実施確認)

第5条 請負人は、「休日取得計画・実績書」（様式自由）の提出及び作業日報の提示により、監督員の確認を受ける。

(達成率の工事成績評定への反映)

第6条 請負人は、工事の完成等の時期が明確になった後速やかに、工事打合せ簿を提出し実施工事の週休2日等の達成率等について監督員の確認を受ける。

この工事打合せ簿には週休2日、4週8休の達成率、週休2日を実施した第2条第1項の週数、第2条第6項に基づく第2条第1項の評価の週数、4週8休を実施した第2条第3項の期間数、第2条第6項に基づく第2条第3項の評価の期間数、契約年月日、完成(予定)年月日及び工種を記載する。

2 確認により、週休2日達成率が75%以上となった場合は1点を、50%以上となった場合は0.5点を、それぞれ工事成績評定で加点する。これらの加点は、創意工夫における加点の上限2.8点の内に含むものとする。ただし、達成率が50%未満となった場合又は実施しなかった場合は、加点しない。

3 前項に掲げる週休2日の達成率について、第2条第1項に規定する取扱等を次に掲げる式に基づき計算し、小数第1位を四捨五入して整数とする。

$$\text{週休2日達成率(\%)} = \frac{\text{(週休2日を実施した第2条第1項の週数)}}{\text{(第2条第5項に基づく第2条第1項の評価の週数)}} \times 100$$

(請負金額への反映)

第7条 第5条の規定による4週8休の達成率について、第2条第3項に規定する取扱い等を次に掲げる式に基づき計算し、小数第1位を四捨五入して整数とする。

$$\text{4週8休達成率(\%)} = \frac{\text{(4週8休を実施した第2条第3項の期間数)}}{\text{(第2条第6項に基づく第2条第3項の評価の期間数)}} \times 100$$

2 前項による達成率に応じて、別に港湾局適用工事ごとに定める係数を乗じた補正を行い、請負代金額を変更し、横浜市工事設計変更事務取扱要綱第3条(設計変更の基本原則)において制限されている、請負金額の30%を超える設計変更の範囲には含めないものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この要領(本項から第3項までにおいて「新要領」という。)は、令和3年1月1日から施行し、同年4月1日以降に着手する工事から適用する。ただし、適用日以前に着手した工事のうち施行日以降に契約した工事名に「(ゼロ市工事)」を含む場合は、新要領を適用する。

(準備行為)

2 新要領制定後の新要領の規定による届出等の照会、準備その他の必要な行為は、新要領の施行前においても行うことができる。

(横浜市港湾局土木工事週休2日制確保モデル工事実施要領の廃止等)

3 横浜市港湾局土木工事週休2日制確保モデル工事実施要領(令和2年2月17日港湾建

一第1038号)。本項において「旧要領」という。)は、令和2年12月31日限り、廃止する。ただし、新要領施行の日前に旧要領の規定を適用する工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 本要領は令和5年4月1日から施行し、設計書適用年版が令和5年4月1日基準の工事から適用とする。

